

グラミン銀行とマイクロファイナンスの コンセプト

——奨学金制度のビジョン再検討のために——

林 康史*
刘 振楠**

【要旨】

マイクロファイナンスは、ムハマド・ユヌスがグラミン銀行で始めたマイクロクレジットが発展したものである。普通銀行とは、特に審査や担保についての考え方・運用が大きく異なっている。現在の返済能力を審査せず、担保をとらずに融資を行う。これらの仕組みは、わが国の奨学金制度と似たものである。奨学金制度のビジョン再検討のために、グラミン銀行が採用して成功したと考えられる、いわゆるグループローンや連帯責任制等を、また、それらの仕組みの背景にある、コミットメントの効果や心理学の活用、金融教育の意義を考察する。

【キーワード】 マイクロクレジット、審査、グループローン、連帯責任、コミットメント、金融教育

* 立正大学経済学部教授

** 東洋企業（香港）公司

目次

はじめに

1. マイクロファイナンス
 - (1) 定義・特徴・対象
 - (2) 効果
2. グラミン銀行
 - (1) 現状
 - (2) 理念
 - (3) 組織と特徴
 - (4) 仕組み
 - (5) グラミン銀行の特異性
3. マイクロクレジットの類似組織
 - (1) 庶民金融, 協同組織金融機関
 - (2) ソーシャルビジネス
4. マイクロファイナンスの商業化

おわりに

参考文献

はじめに

マイクロファイナンスは、2006年にバングラデシュのグラミン銀行と創設者のムハマド・ユヌスがノーベル平和賞を受賞して以来、とみに知られるようになった。マイクロファイナンスは一般的に、「担保となるような資産を持たない貧困／低所得層に対して、小口の無担保融資などの金融サービスを提供」し、彼らが自立できることを目指す金融である。

私(林)は自らも奨学生であったことと現在、大学に勤めている関係から、独立行政法人日本学生支援機構が行っている奨学金事業には関心をもっていた。そして、2012年以降、日本学生支援機構で機関保証制度検証委員会の委員長を引き受けている。

奨学金の制度はマイクロファイナンスと概念・仕組みが類似している。わが国

では、マイクロファイナンスがほとんど広まっていないので比較して考察されることも少ないが、諸外国では、奨学金はマイクロファイナンスの一形態であると認識されるようになっている。

近年、わが国では奨学金の返済が困難になり債務に苦しんでいる元奨学生が少なくないといった報道も目につくが、返さない(返せない)ことを安易に認めては公平・正義が保てないばかりでなく、奨学金制度そのものの維持・運営が困難になる。そもそも一般にも奨学金と教育ローンの区別がついていない人が多いなど、奨学金に関しては奨学生自身また社会一般にも誤解も多い。

奨学金返済に遅滞が生じる問題の背景には、わが国の高等教育のあり方があるが、それは財政問題でもあり、批判するばかりでは現実を動かすことは難しいと考える。日本学生支援機構の奨学金事業の効果があがるものとなるためには、現実問題として何が必要かを考察しなければならない。

この研究ノートは、奨学金制度のあり方を再考することを目的とし、そのためにマイクロファイナンス就中グラミン銀行についての自らのためのメモであるが、奨学金制度を考える一助になればと思い、纏めたものである。

マイクロファイナンスを実施する機関は、現在、商業化が進んでおり、グラミン銀行とは違った理念・仕組みのものも多い。しかし、奨学金事業を「非営利目的の組織が実施する営利のソーシャルビジネス」としてとらえると、マイクロファイナンス機関のなかでもグラミン銀行のビジョンとコンセプトが最も参考になる。わが国の奨学金制度も伝統的な金融システムにのみ頼ってはいは返済率が低下、あるいは利利率が上昇し、健全な事業として維持・発展が困難となることも想定しておかねばならない。グラミン銀行が通常のローンとは異なる審査で金銭を貸与しつつ公正さを担保し、かつ返済率が100%近いのはなぜかを探ることは現実の問題への対応を考えるうえで示唆を与えてくれるであろう。

なお、本稿では、奨学金制度への応用を念頭に置いて情報を選択し、その目的のために必ずしも必要でない考察は省いたところもある。ご容赦願いたい。

また、わが国には都道府県や市区町村で実施している地方公共団体の奨学金や民間育英団体の奨学金など、さまざまな種類の奨学金が存在するが、本稿では特に断わりのない限り、奨学金は独立行政法人日本学生支援機構のものをいう。

1. マイクロファイナンス

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度¹について現行の骨組みを大幅に変えることなく、改良するために何ができるのかを考察するために、マイクロファイナンスを俯瞰し、グラミン銀行の制度設計とその背景の考え方について可能な限り細部にわたって文章で再現したい。また、本稿は現在の奨学金制度のあり方自体をいつときで全面的に改革しようとするビッグバン・アプローチではなく、漸進的に改良する手段を模索するために資するものであることをお断りしておく。

(1) 定義・特徴・対象

マイクロファイナンスは、「一般の金融サービスから排除された貧困層や低所得者層を対象に行われ、彼らが貧困から脱却して自立することを目指す、小規模の無担保融資やその他の金融サービス」²である。貧困削減・撲滅を最終目標に据え

¹ 現在、わが国には都道府県や市区町村で実施している地方公共団体の奨学金や、民間育英団体の奨学金など、さまざまな種類の奨学金が存在する。奨学金には返還する必要のない「給付型奨学金」と、一定期間内に返還しなければならない「貸与型奨学金」の2つがある。通常、先進国では返済義務のない「給付型奨学金」が広く普及している。しかし、わが国では財源などの問題により「貸与型奨学金」が一般的である。給付型の導入も検討されるべきだという意見も強い。

日本学生支援機構をはじめとしてわが国の多くの奨学金制度は貸与型であるため、海外の給付型奨学金制度もさることながらマイクロファイナンスから学ぶことも多いと考える。

² マイクロファイナンスも含め、これらの関連する用語は統一されていないことも多く(単に小口の金融をマイクロファイナンスと呼ぶ例まである)、若干の注意が必要である。ここでの定義は厳密なものではなく、菅[2008] p. 16の「担保となるような資産を持たず金融サービスから排除された貧困層や低所得者層に対して、小規模の無担保融資や貯蓄・保険・送金などの金融サービスを提供し、彼らが貧困から脱却して自立することを目指す金融」を参考に再定義した。送金サービスのみを行う機関の場合もマイクロファイナンスには違いないが、マイクロファイナンス機関の固有業務は融資であることを強調するものである。

ながら、その事業の持続可能性を維持するために利益を追求する、つまり、私的利益と社会的利益の二元的利益の両立³を目指す金融ビジネス⁴である。

マイクロファイナンスは融資業務からスタートしたため、「マイクロクレジット」⁵と呼ばれていたが、融資のみならず貯蓄・保険・送金などを含む幅広い金融サービスを対象とするものとして、また、金融包摂の観点からも、近時は「クレジット (credit)」ではなく「ファイナンス (finance)」という言葉が使われるようになってきている⁶。本稿では、マイクロファイナンスのなかでも貸付にのみ焦点をあてることから、以後はマイクロクレジットの語を用いることとする。

マイクロクレジットが対象とするのは貧困層であるが、貧困の概念は国や地域によって異なり、時代や時期によっても異なる。貧困には、相対的貧困 (平均の所得をベンチマークとした貧困⁷)⁸と絶対的貧困 (生存するのに最低限必要なものを得られない貧困)⁹の概念がある。わが国では、一般的には相対的貧困が問題と

³ 組織として満たすべき目標 (金融事業としての収益性と社会的課題) をダブルボトム・ラインと呼ぶことがある。社会的利益の達成度を評価することは難しい。

⁴ 一般の金融機関は、金融仲介機関 (預金取扱機関、非預金取扱機関)、その他金融機関に大別され、いわゆる金融三業態 (銀行、証券、保険) 以外にノンバンク等が含まれる。なお、銀行の業務は、①固有業務 (預金の受け入れ、資金の貸付・手形の割引、為替取引)、②付随業務、③証券業務、④その他の法律により営む業務、⑤周辺業務に分けられる。

⁵ 預金の受け入れは銀行が信用を受けて行うことから受信業務と呼ばれ、貸付は貸付先に信用を与えることから与信業務と呼ばれる。マイクロクレジットやマイクロファイナンスの中核をなすのは資金の貸付であり、預金の受け入れを行わず、別的手段によって資金調達をしたとしても、マイクロクレジットといえよう。

⁶ 菅 [2008] pp. 16–17, CGAP [2003]

⁷ ベンチマークとしては国民の所得の中央値等を用いることが多い。この場合の所得とは、収入から税金や社会保険料を差し引いた一人当たりの所得を指す。

⁸ OECD は貧困を「全家計所得の平均の半分未満の所得しか得ていない状況」と定義している。http://stats.oecd.org/index.aspx?queryid=47991 2015年2月12日閲覧

⁹ 国連の「ミレニアム開発目標」では一日1ドル未満で生活する絶対的貧困を救済すべき対象としている。世界銀行は2005年の購買力平価ベースで1.25ドル以下の層としている。

なることが多い¹⁰。所得や生活費という基準以外にも、精神的な意味で「心の貧困」もある。ここでは、本稿の目的から上記を指摘するに留めたい。

マイクロファイナンスを実施する機関は、マイクロファイナンス機関（以下、MFI という）であるが、その形態はさまざまである。組織の形態（株式会社か会員組織か等々）、資金調達の方法¹¹、資金の出し方（間接か直接か）、営利・非営利の別、収支相償を目指すのか否か（また、その目指し方）、政府との関係性といった要素で分類ができる。さらに細かく分類することも可能であるが、本稿の目的に照らして割愛する。

(2) 効果

ミクロの効果としては、マイクロクレジットによって貧困層は貧困の悪循環から脱却でき、借り手の生活水準が改善したという実証研究は多数報告されている¹²。マクロの効果は、マイクロクレジットの借り手が融資を元手に生産活動を行うことで所得や貯蓄、雇用が生み出されることであり、二次的には、生活保護など社会福祉・社会保障などの公的負担が抑制され、社会全体の費用が削減されることが考えられるが、実証は難しい。また、経済的效果以外にも、社会的包含・金融包摂¹³に効果があり、それらはいずれ経済的效果に繋がる。また、コミュニティ

¹⁰ 厚生労働省『平成25年 国民生活基礎調査』によると、2012年の1世帯当たり所得の中央値は432万円（平均所得は537.2万円）であり、216万円以下の家計が相対的な貧困層ということになる。ちなみに平均所得金額以下の割合は60.8%であった。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html> 2015年2月12日閲覧

¹¹ 資金の準備には、自己資金、借入、寄付（贈与）があるが、それらの混合タイプのものもある。

¹² 例えば、米国のMFIアクションは、過去10年間に494万人（123億ドル）に貸したうち、894人のマイクロファイナンスの借り手に3年間の実態調査を行った。それによると、彼らの所得は平均で1カ月当たり455ドル、38%増加した。また、1カ月当たりの平均利益は47%増加した。

<http://www.accionusa.org/> 2013年9月27日閲覧

¹³ 包含・包摂ともにinclusionの訳である。最近は、金融の場合は包摂を用いることが多く、その語を使用したがる、意味は同じである。

や仲間同士の繋がり等を強めるといった社会的効果がある。

2. グラミン銀行

マイクロファイナンスの全体の規模を把握するのは難しいが、2010年前後で、利用者数は2億人(4分の3が女性)を超え、全世界に存在するMFIの数は3,700強、非公式で非常に小規模のものも含めると、2万ほどのMFIがあるとも言われ、融資残高も急増¹⁴している。2011年の段階で100以上のマイクロファイナンスのピークルが70億ドルに及ぶ調達を行っている模様である¹⁵。

以下、グラミン銀行¹⁶について見ていく。

¹⁴ Deutsche Bank [2007]によると、2001年は40億ドルだったが、2006年には約250億ドルとなっている。

¹⁵ World Bank [2013], The Microfinance Summit Campaignの2014年レポート <http://www.microcreditsummit.org/> (2015年2月12日閲覧)等によるが、調査の対象や範囲に相違があるのであろう。MFIの融資残高等のデータに関してはばらつきがある。CGAP 2010 MIV Survey Reportには、2009年末で、MIVは70、資産運用の残高は59億ドルとある。

¹⁶ グラミン銀行のGrameenは、ベンガル語で“村”“田舎”を意味するGramの形容詞形である。ユヌス [1998] p. 176によれば、農民に限定せず、むしろもっと貧しい人々を対象とするという意味からグラミンと名づけたという。

グラミン銀行と創設者のムハマド・ユヌスは2006年に、ノーベル平和賞を受賞した。その授賞理由は「底辺からの経済的および社会的発展の創造に対する努力」である。ついですが、ユヌス自身は、グラミン銀行がノーベル経済学賞ではなく、平和賞に選ばれたことについて、「マイクロクレジットは平和のための長期的な力」であるとして、適切だったと述べる。ユヌス [2008] p. 177

なお、マイクロクレジットという用語を用い始めたのはグラミン銀行である。ユヌス [1998] p. 252に、「私たちが先頭に立って進め、マイクロクレジットと名づけた」とある。

(1) 現状

1983 年、グラミン銀行は政令により、特殊銀行として正式に設立した¹⁷。政府が 60%、すべてのメンバー（一人一株）が 40% の株式をもつ¹⁸特殊銀行の誕生である。ムハマド・ユヌスが総裁となった。銀行の基本的な構想は、1976 年にユヌスがバングラデシュのジョブラ村で、竹の腰掛けを作る女性ら 42 世帯に 27 ドルのポケットマネーを貸したことに始まる¹⁹。

2014 年末時点で、864 万人のメンバー（うち、96.3% は女性）に 163.7 億ドル

¹⁷ グラミン銀行はグラミン銀行条例 (Grameen Bank Ordinance) により設立された。2013 年 11 月 10 日、グラミン銀行法 (Grameen Bank Act) が制定された。

¹⁸ 菅 [2009] p. 38 によると、政府の株式保有数をそのままにし、新規発行分をメンバーに当てたため、今日では政府 5%、メンバー 95% の株式保有率となっている、と述べられていたが、その後、変化している。グラミン銀行の Auditors' Report (Auditors' Report along with Financial Statements For the year ended 31 December 2010 と同 2013) によれば、1983 年当初の授権資本金（会社が定款によって認められた発行可能な株式総数）は 1 億タカ、そのうち、払込資本は、3000 万タカ。2010 年末では、授権資本金 35 億タカ、払込資本は 5.47 億タカ。借り手メンバーによるシェアは 96.71%、残り 3.29% を政府、Sonali Bank Ltd, Bangladesh Krishi Bank が保有している。2013 年末では、授権資本金 100 億タカ、払込資本は 7.34 億タカ。借り手メンバーによるシェアは 79.57%。残りの 20.43% は政府、Sonali Bank Ltd, Bangladesh Krishi Bank が保有。つまり、この 3 年間で、政府および政府系金融機関が増加分の約 2 億タカ分の増資に応じ、資本構成が変わったということのようである。その背景は明らかではないが、近時、ユヌスと政府の関係は良好ではなく、そのことが影響しているのかもしれない。ちなみに、2015 年 1 月の終値の月中平均レートは \$1≒Taka77.83。

現在、取締役会は 13 名で、総裁 (Managing Director)、会長 (Chairman) を含む政府指名の 3 名、借り手メンバーによって選出される 9 名から構成されている。

http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1304&Itemid=1090

http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1065&Itemid=941 2015 年 2 月 14 日閲覧

¹⁹ ユヌス [1998] p. 27-39 に、グラミン銀行が形づくられるにいたる経緯が述べられている。

の融資をし、融資残高は11.3億ドル、預金残高は21.9億ドルに上る²⁰。なお、累計融資額は2000年末で306億ドル（メンバーは237.8万人）、2005年末は502.5億ドル（557.9万人）、2009年末は874.2億ドル（797.1万人）であった²¹。

なお、イスラム法では利子は禁止されている²²が、グラミン銀行の借り手たちは株主でもあることから、グラミン銀行が利子を取ることは合法であるという²³。

(2) 理念

グラミン銀行のマイクロクレジットは貧困層を高利貸しから守るために存在するのであり、私的利益を最大化するためのものではない。そこが私的利益の最大化を目的とする高利貸しとマイクロクレジットが根本的に異なるところである。「利益の最大化ではなく社会的貢献を目的にするビジネスは、ひいては世界の人権問題の解決、民主主義の確立、平和の達成に大きく役立つ²⁴」とユヌスは考えている。

グラミン銀行の与信の前提は、貧困層という借り手への信頼であるが、ユヌスはまた、「マイクロクレジットは人権の一つ」と主張²⁵し、貧困はあらゆる人権の否定である²⁶と述べている。つまり、貧困層への与信の背景は人権だということである。

グラミン銀行は税金を財源とする補助金・助成金などによって運営される公的

²⁰ http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1347&Itemid=422 2015年2月12日閲覧

²¹ http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=177&Itemid=503 2015年2月12日閲覧

²² コーラン2章275節には「神は商売を許し給うた。だが、リバーは禁じ給うた」とある。リバーとは、もともと“ありすぎることを意味し、交換は同種同量でなければならず、広義には正当な事由なく得られた利益（ものだけの所有によって生み出される不労所得）はリバーとみなされる。林[2003]参照。

²³ ユヌス[1998] p. 205

²⁴ 2007年4月20日付 日本経済新聞夕刊

²⁵ 1997年のマイクロクレジットサミットでの発言。

²⁶ ユヌスのノーベル賞受賞記念講演、ユヌス[2008] p. 364

サービスではない。また、その場限りの寄付等にも依存しない²⁷。

グラミン銀行の貸付方法についてのコンセプトは通常の金融とはかなり異なったものである。金融論を学んだ者には考えつかない発想といってよい。ユヌスは「一般の銀行のやり方をよく見て、あらゆることを逆にしてみた」²⁸と述べている。

政府との関係等については、「グラミンは政府をさほど支持していない。(略) 一方でグラミンは社会問題に専念している——貧困の撲滅、教育の推進、(略)。強い社会意識によって動く(略)。グラミンは自由放任主義^{レップセフエール}を信じていない」²⁹という記述に要約されている。従来であれば政府が行うべきと考えられてきた事業を、市場にすべてを委ねることなく行おうというものである。

(3) 組織と特徴

グラミン銀行のマイクロクレジットの融資制度の特徴は5人グループにある。このグループが組織としての最小単位であり、最大8つのグループでセンターが組織される。その上位に、支店、地域事務所、広域事務所、本店があり、意思決定機関は取締役会である。

グラミン銀行の特徴は以下の6つである³⁰。

① 貧しい人しか融資を受けられないこと。

グラミン銀行のメンバーになる条件は、0.5エーカー(約2000平方メートル)未満の耕作地しか持っていないことである。つまり、貧困層のなかでも特に厳しい生活を強いられている人たちが対象ということである。「本当に貧しい人々と少しましな状況の人々とを一緒に対象にしてしまうと、少しましな状況の人

²⁷ チャリティーやフィランソロピーの善意は間違っていないし必要だとしながらも、むしろ「人々からイニシアチブと責任とを取り去るから」マイクロファイナンスの健全な維持・発展の妨げとなるという。ユヌス [1998] pp. 52-54 ほか

²⁸ ユヌス [1998] p. 166

²⁹ ユヌス [1998] pp. 280-281

³⁰ 坪井 [2006] p. 54 ほか

たちが本当に貧しい人々を駆逐」してしまい、結果、「貧しい人の名を借りて、それほど貧しくない人たちが儲けるという事態が起きる」からだという³¹。そのため、貧困層をさらに階層に分けて貸付を行っている。

②メンバーになるためには自分たちで5人グループをつくること。

5人のグループは、自主的に組織づくりをしなければならない³²。グループには一世帯から一人しかメンバーになれず、グループ長と書記を決め、7日間の有料研修を受講し、全員が口頭での試験を受け、銀行の規則をきちんと知っていることを示さなければならない³³。グラミン銀行に参加するためには5人でグループを組織し、もし答えに間違うと、その人だけでなく、グループ全員が借りられなくなる。試験に合格すれば、正式なメンバーになる³⁴。グループを形成することで、メンバーは、ピア・プレッシャー（仲間同士の圧力）を受けるばかりでなく、仲間からの支援が得られ、競争意識も生まれ、守られているという安堵感もある。グラミン銀行としても、メンバーの行動パターンも読みやすくなり、借り手をもっと信頼できるようになる³⁵。

③担保は不要だが5人で連帯して返済に責任をもつこと。

5人を1組としたグループローンと言われることもあるが、個人ローンである。グループの5人は連帯して返済に責任をもつこととなる。誤解されることも多いが、この連帯責任は連帯保証を意味するものではなく、代理弁済義務があるわけではない。返済義務は借りた本人のみにあり、グループの他のメンバーにはない。具体的には、グループのなかで融資を受けた誰かが返済できなくなると、同じグループの他のメンバーが融資を受けられなくなるというもので、また、グループのメンバーが新たなローンを組むときは、センターの構成員全

³¹ ユヌス [1998] p. 110

³² 必ずしも、関係性が強いとは限らない。ユヌス [2008] p. 110

³³ ユヌス [1998] p. 138

³⁴ 坪井 [2006] p. 56. 5人は個別に口頭試験に合格しなければならない。なお、筆記試験がないのは識字率が低いためである。ユヌス [1998] p. 150

³⁵ ユヌス [1998] p. 148

員がいる場で相談することが求められ³⁶、グループの他の4人の許可が必要となる。彼らが連帯して返済について責任を持たなければならないという意味である。なお、この仕組みは与信の代替となっているともいえる。

④毎週、集会所で開かれる集會に参加すること。

⑤支店の行員が集會所に来ること。

グラミン銀行の目標は、貧困削減・撲滅であり、集會は、それらを教育する場でもある。集會では、行員がグラミン銀行のルールの確認、生活指導、ビジネス情報の伝達等を行い³⁷、メンバーはローンの期間の間に教育を継続して受ける³⁸ことになり、借り手のルール順守に一役買っている。もちろん、集會では、行員がローンの貸付・回収、記帳等を行う場でもある。

⑥自分たちで考えて経済活動に融資を活用すること。

借り手としてのローン³⁹の目的の再確認にも繋がる。

事業として持続させるためにグラミン銀行が重視するのが「意識」である。借りた金はきちんと返すという誓約・約束を徹底し、返済への意識を高めさせる。借りる前の段階で返済の意欲を高める仕組みが施されているといえよう⁴⁰。

³⁶ ユヌス [1998] p. 153

³⁷ 坪井 [2006] p. 95 によると、「行員は、集會に遅れないこと、ローンをきちんと使うこと、挨拶をすること、子どもの身体を洗ってきれいにしておくこと、子どもを学校に行かせること、よく働くこと、そして、ビジネスの情報や、集會の出席率がよければ次回のローンは増額されることなど」を集會で話す。よく知られたグラミン銀行の「16カ条の決意」は、貧困からの脱出を具現化したものである。

³⁸ 坪井 [2006] p. 97 によると、フィールド調査の結果、「メンバーの集會参加数は、多い人で800回以上、少ない人で130回以上、平均すると480回（メンバー歴9年半）」で、集會では、メンバーとしての義務以外にも、子どもの教育の大切さ等々を学んだという。

³⁹ 「自らの手でローン計画をたてる」こととなっている。ユヌス [1998] p. 151

⁴⁰ ユヌスも指摘しているが、制度維持には、心理も活用しなければならない。具体的には、制度に参画しているという意識を高めることで、コミットメントの効果を期待するのである。ユヌス [1998] pp. 143 によると、グラミンの行員は、貧困と闘う質の高さばかりでなく、コミュニケーション術、心理学を学ぶことを求められるという。

(4) 仕組み

グラミン銀行の仕組みは以下である⁴¹。

①資本（融資原資）

現在の融資原資は借り手と政府および政府系金融機関の出資。かつては他国や基金からの援助資金もあったが、1995年以降、外部からの資金援助はない⁴²。

②融資

a. 融資先

通常の銀行が融資の対象としない人々を優先とし、主に人口の下層25%の貧困層の女性に焦点を当てており⁴³、96%が女性⁴⁴である。

b. 借り手との関係

生活や事業について助言や技術支援・指導などのサポートも行い、借り手との信頼関係を構築する。借り手の生活と人柄をなどよく理解することで、銀行と借り手の間の情報の非対称性⁴⁵を減らすことができる。

c. 融資規模

小規模融資。小額で短期のローンを借りられる。事業資金ローンに上限

⁴¹ Yunus [2008], 菅 [2008] pp. 20–24, 菅 [2009] pp. 36–44 ほか

⁴² 日本政府は1995年に約30億円の円借款を行ったが、グラミン銀行の事業が軌道に乗る最終段階だったといえる。菅 [2008] p. 266

⁴³ ユヌス [1998] pp. 128–129 等には、女性のほうが貧困であること、また、家計にお金を行き渡らせるには、女性のほうが効果的なこと、性差別対策、等々が女性を優先させた理由とある。また、ファーガソン [2009] pp. 357–367 は、ボリビアのMFIプロ・ムヘル（“女性のために”の意味）の例を引き、“家のごとく安全（住宅所有者への融資ほど安全なものはない）”という表現をもじって、「主婦^{ハウスワフ}ほど安全なものはない」と延べ、女性の返済率が低いというのは間違った思い込みであると述べている。

⁴⁴ http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1347&Itemid=422 2015年2月12日閲覧

⁴⁵ 発展途上国では特に情報の非対称の問題が大きいと言われるが、Ghatak / Timothy [1999] pp. 195–228 によれば、逆選択とモラルハザードが起こることを避けるためにモニタリングコストが高かつき、また、遅滞なく返済させるエンフォースメントが困難ということが問題となる。

は定められていないが、平均融資額は 2 万 4,495 タカ。

d. 融資形態

前述のように、5 人 1 グループの個人ローン。最近は新しい形態の融資も始まっている。

③貸付金利

事業資金ローン 20%⁴⁶ (単利⁴⁷, 実質金利は 10% 強), 住宅ローン 8%, 学生ローン 5% などの種類がある。

④審査

借り手の人物および事業計画 (現在の収入・資産の有無ではなく、将来の返済能力) が重視される⁴⁸。一般に、マイクロクレジットは審査をしないと思われるが、それは誤解である。グラミン銀行は、担保こそ不要なものの、「3C」の Character を最も重要な項目とし、次いで将来の Capacity を重んじる。つまり、借りる前の段階で返済の意思が強いかどうか、また、返済のための計画がしっかりとできているかを徹底的に問う。マイクロクレジットでは審査がほとんど行われれないという意味は 3C すべてを審査されることはないという意味ではない。

⑤担保

無担保・無保証。連帯“責任”制。返済義務は借りた本人のみにあり、グループの他のメンバーにはない。

⑥返済

a. 債権管理

借り手を法的に契約で縛ることはせず、警察に頼んだり、訴訟したりしない。信用に基づいて、人々との結びつきを築きあげている。

⁴⁶ ユヌス [2008] pp. 286 等には、金利は多重価格制度であると述べられている。物乞いの人々には無利子である。

⁴⁷ もともと貸付期間が 1 年以内だったため、単利なのかもしれない。

⁴⁸ 通常、金融機関は融資に際し、いわゆる「3C」という審査基準を用いる。借り手の性格 (Character 返す気があるかどうか)・返済能力 (Capacity 資力、年収等)・許容度 (Collateral 担保、Capital 資産とするものもある) である。

b. 返済期間

短期（1年以内）、毎週一定額を返済し⁴⁹、返済はローンを借りた一週間後から開始。利率は20%。返済額は一週間に2%で、50週間で返済。利子の支払いは1000タカのローンに対して一週間に2タカまで。

c. 返済率

97～98%⁵⁰程度。

⑦その他金融サービス

融資以外にも、預金、貯蓄、生命保険、年金などの金融サービスを提供している。

グラミン銀行を通常の普通銀行と比較すると図表1のようになる。

図表1 グラミン銀行と通常の普通銀行の比較

	通常の銀行	グラミン銀行
理念・目的	利益最大化を追求。営利目的。	私的利益と社会的利益両立を追求。ただし、貧困削減という社会的課題への取り組みが第一義的目的。
資本	株式資本。	借り手（約8割）と政府および政府系銀行（約2割）の出資。当初は、援助金などの外部資金にも依存。

⁴⁹ ユヌス [1998] pp. 158-159 によると、最初は、日割りでの返済だったものを週ごとに変更したという。心理的にも、順調に返済ができれば自信が付き、返済は困難でなくなる。また、ローンを受け取った後、返済開始まで時間を空けないことで、返済を躊躇する金を惜しむ心、デフォルトを期待する心理を生じさせない。

⁵⁰ 2014年12時点で、98.2%。ただし、Basic Loanは、99.2%。
http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1347&Itemid=422 2015年2月15日閲覧

融資	融資先	担保や返済能力を有する者。最低限度の生活を維持するのに必要な所得程度しか収入のない者は対象とならない。	人口の下層25%、特に最も貧しい女性に焦点。
	借り手との関係	通常、書面による契約。専ら契約上のビジネスライクな関係。	信頼関係を構築。融資と併せて生活や事業の指導、相談などをサポート。
	融資額	担保と返済能力に応じて決定。	小規模融資。融資額を返済実績等によって増加。
	典型的な貸付	巨額の長期ローンの貸付。定型ローン。	小額の短期ローンを多数の人々に貸付。
	融資形態	個人ローン。	主に5人を1グループとした個人ローン。
貸付金利		市場金利(利益最大化を目標に金利設定)。	割引金利(≦市場金利)。銀行の持続可能性と社会的責任の遂行の両立を念頭に金利設定。
審査	審査基準	借り手が定期的な収入源を持っているかどうか、担保があるかどうかを審査。現在の収入・資産の有無などを重視。	収入を生み出す活動・事業を開始・発展できるかどうかなど借り手の人物及び事業を審査。将来の返済能力の有無を重視。
	審査手続き	借り手の来店による借り入れ申請・審査。	融資計画段階から、銀行員が借り手のところへ出向いて直接接触。
担保		通常、担保が必要。	無担保・無保証。
返済	債権管理	返済がなされない場合、訴訟、強制執行。	法的に契約を縛ることはせず、司法や警察には頼まない。
	返済期間	短期・中期・長期。通常、期間満期で返済。	短期(1年以内)。定期的な返済。週ごと、月ごとなど小分けで返済。
	返済率	都市銀行の貸倒率[(貸倒引当金繰入額+貸倒償却)÷貸出金合計]は1.32%(1996-2000年度平均)。	貸倒率は1.8%(2015年2月)。

出所: 菅[2009] p. 43 を一部、筆者が修正・更新

(5) グラミン銀行の特異性

マイクロクレジット機関のなかでもグラミン銀行は MFI のなかで特殊だという意見がある。スタッフが優秀であり、他の組織では満足できる機会はないと考えており⁵¹、費用の外部化がなされているというものである。グラミン銀行の成功は、ユヌスの個性に頼っている部分があり、スタッフたちが昼夜を問わず働き続けたからで、つまり、ユヌスやスタッフの個人的資質の賜物だという指摘は多い⁵²。

おそらく、それらの指摘がユヌスに事業というものの概念化を働きかけたのだろう、後に、ユヌスは私的利益とともに社会的利益を追求するソーシャルビジネスという新しいビジョンとコンセプトを提示するようになる。

3. マイクロクレジットの類似組織

社会的課題に取り組みつつ営利ビジネスを行う金融の組織という概念は、かねてよりあった。簡単に触れておきたい。

(1) 庶民金融、協同組織金融機関

ユヌスのいうソーシャルビジネスは、慈善団体、NGO 等の非営利組織と近いと思われるかもしれない。しかし、ユヌスは非営利組織だからといって、利益を期待しないということはないと述べる⁵³。

ソーシャルビジネスの金融機関といえば、協同組織金融機関が容易に思い浮かぶであろう。協同組織金融機関は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合といった会員または組合員の相互扶助を基本理念とする非営利の金融機関である。活動には非メンバーに対する金融サービスの割合や営業地域

⁵¹ ユヌス [1998] p. 214

⁵² ユヌス [1998] p. 197 には、それらに対しユヌスは従来のシステムへの反省もない反応だと述べる。ボランティア精神で勤務したとして、その職員が何をもって満足するかは一意的には決まらない。システムとして高い給与が必要なのかどうかは議論の余地がある。

⁵³ ユヌス [2010] pp. 174-177 ほか

等に制限はあるものの、実際には業務の対象に基づく棲み分けが行われているにすぎず、実質的に銀行と同じ業務をしており、収支相償を目指してはいないが、もともとは、ソーシャルビジネスと考えることもできる⁵⁴。

なお、アジアでは相互扶助制度の一部門として、民間の互助金融制度が各地で見られる。日本の頼母子、無尽、沖縄の模合、韓国の契、インドネシアのアリサン、中国福建の標会など⁵⁵で、簡単にいえば、民間レベルで労力を共同で動員する、例えば、結のような組織の金融版であり、集積・貯蓄し、融通し合うものである。

ヨーロッパでは、イタリアでモンテス・ピエタティス montes (mons) pietatis (“聖なる資金”の意)がフランシスコ会系の修道院で始められた。喜捨による資金をもとに無利子で担保を取って小額の融資を行ったもので、15世紀後半から16世紀にかけてイタリアや南ヨーロッパ一帯に広まったという。

19世紀中葉になって相互扶助組織の信用協同組合が近代的な制度としてラインラントで始まったとされることもあるが、わが国の二宮尊徳の五常講のほうが古く、19世紀初頭である。その名は五常(五徳、仁、義、礼、智、信の五つの徳)に由来する。無利子・無担保の互助金融制度である。ユヌスと尊徳の発想は近い。五徳をお互いに守れば、貸した金が戻らないことはないということで、貸付は無利息だった。実際には、返済が終わると加算して元本を返済することが多かったという⁵⁶。

(2) ソーシャルビジネス

ユヌスは、ソーシャルビジネスには2つあると述べる⁵⁷。社会問題の解決に専

⁵⁴ モロー [1996] pp. 57-62 によると、社会的経済は社会的経済とは協同組合、共済組織、事業管理 NPO 等からなり、加入の自由な自主的組織のことで、簡潔に言えば“自助”であり、利他であるユヌスの概念とは若干異なる。

⁵⁵ 契については、中根 [2002] pp. 317-329 を参照。

⁵⁶ 見玉 [1960] などを参照。無利息報徳金の貸付後、元金は年賦で償還するが、返済後、謝恩の気持ちで借り手の支払う報徳金を報徳元恕金と呼ぶ。

⁵⁷ ユヌス [2010] p. 32

念する「損失なし、配当なし」の会社で、利潤は配当せず再投資する。もう一つは、貧しい人々が、または貧しい人々のための特別なトラストが所有する営利会社である。

ソーシャルビジネスは、企業の社会的責任（CSR）とは目指す目的が違う。ユヌスによれば、人間は最大の利益を追求することにだけ関心があるという一元的な人間像に基づいて社会や組織を考えるとということに修正が必要であり、市場の失敗が喜ばしくない結果を生んだのではなく、“概念化の失敗”だと指摘する⁵⁸。金融排除⁵⁹問題を解決できるのは、ソーシャルビジネスだということである。先にも触れたが、当初は明確ではなかったものの、マイクロクレジットがソーシャルビジネスという概念に発展していく過程がユヌスの著作に描かれている。

庶民金融や協同組織金融機関とマイクロクレジットの関係、ソーシャルビジネスとしての金融事業については、稿を改めたい。

4. マイクロファイナンスの商業化

グラミン銀行は別として、多くの MFI が政府からの補助金やドナーからの援助金に頼っている。マイクロクレジットの最大の問題のひとつは取引費用が高いことである。一般に貧困層や低所得層の資金需要は旺盛だが規模が小さく、また、頻繁に借り手と直接的に接触することが必要であるため、貸出 1 件当たりの取引費用は、一般の融資よりも高くなる。それを補うためには、貸し手は借り手に高い金利を要求する必要があるが、高い金利は逆選択の問題を生じさせがちである。また、借り手の収入は小額で、かつ不安定であり、返済が滞るリスクは高

⁵⁸ ユヌス [2008] pp. 46–53 は、本質的に多次元な存在である人間を利益最大化という行動原理に基づくものであるとした前提が間違っていると述べる。

⁵⁹ ステイグリッツ / グリーンワルド [2003] p. 243 によると、金融排除 (red-lining) は、情報の非対称性によって説明可能である。つまり、情報の非対称性を前提にすると、そうした地域への貸出が他の貸出同様の期待収益をあげられるような金利設定ができないからである。情報の非対称性の下で市場による資源配分プロセスは (制約された) パレート最適ではなく、これは、金融排除問題の場合に特にあてはまるだろう。

い、担保となる資産も持っていない。マイクロクレジットも、取引費用をカバーできれば、貸出は増加しよう。

マイクロファイナンスの商業化と既存のMFIの普銀転換⁶⁰は、ほぼ同義に用いられることが多いが、異なるものである。MFIの商業化は、資金調達を商業ベースで行うことができ、安定的な資金の調達を可能にするを旨とする。一方、銀行への転換は、預金需要のある貧困層を含めた一般市場から、預金を集めるために国の規制に則った金融機関になることである⁶¹。商業化や普銀転換により、MFIは安定的な貸出や金融サービスを提供するための資金を幅広く集めることができ、これまで以上に、より多くの、より貧しい人々にも金融サービスを提供できるようになった。

多くのMFIはマイクロクレジット実施機関として事業を始め、その後さらに業務を拡大し銀行となる。この過程で、MFIに商業主義的な色彩が濃くなっていく傾向がある。

マイクロクレジットへの参入には、①マイクロクレジットに特化した金融機関の新設、②既存の銀行・金融機関の新規参入、がある。これに既存の金融機関との関係を考えて、③既存の銀行・金融機関がMFIと連携・協調、が考えられる。さらには、④MFIの銀行昇格、がある⁶²。このなかでは、②～④の際に商業化が起りやすい。

また、マイクロファイナンス実施機関の基本スタンスに関する議論として、アプローチの違いがある。金融システムからのアプローチか、貧困問題対策としてのアプローチかということである。このアプローチの違いがそのMFIの商業化に影響することであろう。多くのMFIは後者からスタートするが、財務自立性を重視すれば、前者にシフトするようになる⁶³。

⁶⁰ さまざまな定義が可能であるが、一般には、組織の非会員組織化(株式会社化)や非会員の預金の受け入れ業務の開始・拡大等である。

⁶¹ Ledgerwood / White [2006]

⁶² 菅 [2008] p. 44 を参照。

⁶³ グラミン銀行も、融資額を大きくして連帯責任制をとらないスキームを導入するなど多様化に対応しようとしている。

図表 2 金融システムアプローチと貧困貸付アプローチの比較

	金融システムアプローチ	貧困貸付アプローチ
対象	貧困層・低所得層・零細企業	貧困層
融資原資	業務によって得られた資金	外部の資金や寄付に依存
金融サービス	融資・貯蓄・保険などの多様なサービスの提供	融資

貧困対策からのアプローチを積極的にとる機関は少なくなっている。マイクロクレジットがマイクロファイナンスと呼ばれるようになったと述べたが、貧困層にとって融資だけではなく貯蓄も含めた多様な金融サービスが必要であるとの認識が普及したこと⁶⁴が挙げられる。また、連帯責任制に依存しなくともサービスの緻密化やスキームの工夫で高い返済率を維持している機関も少なくないことも挙げられよう⁶⁵。さらに、MFIとしての持続性を重視するならば、財務自立性、健全性は不可欠である。株式会社化、上場もその一環でもある。

高い金利であることも、コストの公正を考えると仕方がない部分もあるが、エクアドルやニカラグア、インドではMFIが法外の金利を課したり、強引な回収を行ったり、顧客へ利子率を知らせないなどの問題が起こってもある。

貧困削減をミッションとして掲げるMFIが上場することに批判的な意見も多い。批判者の一人はユヌスである。彼は、このIPOにショックを受けたといい、MFIは「貧しい人々を高利貸しから守るためのものであり、新しい高利貸しをつくるためではない」と、MFIで最初に上場したメキシコのコンパルタモスを批判し、インドのSKSの上場については、ユヌスは「この上場は利益最大化の視点からの要求によるものであり、私は反対する。彼らがそれを行うならば、私に止めることはできないが、私は本物のマイクロファイナンスプログラムが行われることを推奨する」⁶⁶と述べている。ユヌスにとって、マイクロクレジットは貧困削

⁶⁴ Rutherford [1999] p. 32

⁶⁵ 岡本・粟野・吉田 [1999] p. 69

⁶⁶ Microfinance Focus (2010年4月号) <http://www.microfinancefocus.com/news/2010/04/09> 2013年10月20日閲覧

減のためである。この点において、グラミン銀行は社会的目標を前提に据えたソーシャルビジネスである。商業化によって、いわゆる貧困ビジネスと化すのであれば、社会的格差は拡大し、MFIとしての存在意義が疑われることになる。

おわりに

グラミン銀行については、かねてから興味をもっていたが、日本学生支援機構の奨学金制度に関わるようになって、マイクロクレジットのコンセプトを奨学金制度に応用できないかと考えるようになった。そう思って調べていると、これまでとは違った側面がより一層、見えるようになった。従来、マイクロクレジットのポイントだと思っていたこと以外に目が行くようになったのである。例えば、以前は、返済の開始時期が貸付後一週間後だったりすることを知ってはいたが些末なことと考えていた。否、むしろ、金融商品としては奇異なものだと感じていた。返済の開始時期に関しても行動経済学の知見が盛り込まれているのであり、こうした細部を知ることによって、グラミン銀行のコンセプト理解に繋がるのである。ユヌスは、まず理解しなければならないのはコンセプト⁶⁷だという。また、建築家ミース・ファン・デル・ローエの言葉「神は細部に宿る」を一度ならず引用⁶⁸する。本稿の目的は、繰り返しになるが、奨学金制度について考察するためである。その目的のために、細部についても拾遺することにし、全体像を俯瞰しつつ、細部にこだわることにした。

ユヌスは、学ぶべき理論は教室の外のあらゆる場所にある⁶⁹とも述べている。この言葉が私の背中を後押しした。この論考を、奨学金制度のビジョン再検討のために繋げたい。

⁶⁷ ユヌス [1998] p. 71

⁶⁸ ユヌス [2008] p. 224 ほか

⁶⁹ ユヌス [1998] p. 100

【参考文献】

日本語文献

- ・岡本真理子・栗野晴子・吉田秀美
1999 『マイクロファイナンス読本—途上国の貧困緩和と小規模金融』明石書店
- ・菅正広
2008 『マイクロファイナンスのすすめ』東洋経済新報社
2009 『マイクロファイナンス』中公新書
- ・児玉多幸
1970 「人間と大地の対話」『日本の名著 26 二宮尊徳』中央公論社
- ・慎泰俊
2012 『ソーシャルファイナンス革命—世界を変えるお金の集め方』技術評論社
- ・橋本俊詔
2006 『格差社会—何が問題なのか』岩波新書
- ・坪井ひろみ
2006 『グラミン銀行を知っていますか』東洋経済新報社
- ・中根千枝
2002 『社会人類学』講談社学術文庫(1987 東京大学出版会)
- ・濱田美紀
2010 「マイクロファイナンスの商業化—資金不足の解消方法はあるか」『アジアワールド・トレンド』(173) 2010年2月号
- ・林康史
2003 「金融・証券市場における法文化」加藤哲実 編『市場の法文化』国際書院
2015 「奨学金制度 教育受ける権利の維持図れ」朝日新聞 2015年1月15日
- ・林ゼミナール(西澤彩・運天涼太・小野篤史・國北高章・鈴木一聡・柴田健太郎・佐藤海斗・園原翔希・高瀬寛弥・野田郁哉・宮本歩美)
2014 「奨学金の在り方～マイクロファイナンスのコンセプト導入の可能性～」立正大学経済学部ゼミナール大会報告
- ・藤井良広
2007 『金融 NPO—新しいお金の流れをつくる』岩波新書
- ・刘振楠
2014 「マイクロファイナンスの商業化—貧困削減と財務的自立—」(修士論文, 立

正大学大学院経済学研究科)

- ・和巻耿介
1991 『草の巨人』毎日新聞社
- ・ユヌス (インタビュー記事)
2007 「貧困は博物館へ」日本経済新聞 夕刊 2007年4月16日～4月20日

外国語文献

- ・ AP IMPACT
2012 Lender's own probe links it to suicides By ERIKA KINETZ, AP Business Writer, Feb 24, 2012.
- ・ Consultative Group to Assist the Poor (CGAP).
2003 CGAP Phase III Strategy 2003–2008. CGAP
2010 CGAP 2010 MIV Survey Reort: Market Data & Peer Group Analysis
- ・ Deutsche Bank
2007 “Deutsche Bank announces key findings in microfinance study.” December 19, 2007
- ・ Ferguson, Niall
2008 “THE ASCENT OF MONEY: A Financial History of the World”, Penguin Press. (『マネーの進化史』仙名紀訳, 早川書房 2009年)
- ・ Ghatak, Maitreesh, Guinnane, Timothy W.
1999 “The economics of lending with joint liability: theory and practice”, Journal of Development Economics, Vol. 60
- ・ Ledgerwood, J., White, Victoria
2006 Transforming Microfinance Institutions-Providing Full Financial Services to the Poor, Washington D.C., World Bank
- ・ Moreau, Jacques
1994 “L'ÉCONOMIE SOCIALE: L'FACE A L'ULTRA LIBERALISM” SYROS. (『社会的経済とはなにか—新自由主義を超えるもの』石塚秀雄・中久保邦夫・北島健一訳 日本経済評論社 1996年)
- ・ Mosley, P., Hulme, D.
1996 Finance Against Poverty, Routledge
- ・ Reed, Larry R. (eds.)

- 2014 “State of the microcredit summit campaign report 2014.” Microcredit Summit Campaign. Washington DC.
- Rutherford, Stuart

1999 “Microfinance’s Evolving Ideals: How they were formed and why they’re changing”, The Poor and Their Money, Institute for Development Policy and Management University of Manchester, Jan 1999
 - Stiglitz, Joseph E., Greenwald, Bruce

2003 Towards a New Paradigm in Monetary Economics, Cambridge University Press. (『新しい金融論—信用と情報の経済学』内藤純一・家森信善訳 東京大学出版会 2003年)
 - United Nations

2012 Millennium Development Goals Report 2012.
 - World Bank

2013 The New Microfinance Handbook. World Bank Publications.
 - Yunus, Muhammad with Jolis, Alan

1997 Banker to the Poor: The Autobiography of Muhammad Yunus, Founder of Grameen Bank, PublicAffairs. (『ムハマド・ユヌス自伝: 貧困なき世界をめざす銀行家』猪熊弘子訳 早川書房 1998年)
 - Yunus, Muhammad

2007 GREATING A WORLD WITHOUT POVERTY, PublicAffairs. (『貧困のない世界を創る—ソーシャルビジネスと新しい資本主義』猪熊弘子訳 早川書房 2008年)

2008 Grameen Bank At a Glance [<http://www.grameen-info.org/bank>]

2010 BUILDING SOCIAL BUSINESS, PublicAffairs. (『ソーシャル・ビジネス革命—世界の課題を解決する新たな経済システム』岡田昌治監修 千葉敏生訳 早川書房 2010年)

「インターネット (URL)」 最終アクセス日

<http://www.un.org/> 2013年9月30日 閲覧

<http://stats.oecd.org/index.aspx?queryid=47991> 2015年2月12日 閲覧

<http://www.microcreditsummit.org/> 2015年2月12日 閲覧

<http://www.microfinancefocus.com/news/2010/04/09/> 2013年10月20日 閲覧

- <http://ja.scribd.com/doc/229959504/Resilience-The-State-of-the-Microcredit-Summit-Campaign-Report-2014#scribd> 2015 年 2 月 15 日閲覧
- <http://ja.scribd.com/doc/124550852/The-New-Microfinance-Handbook> 2015 年 2 月 15 日閲覧
- http://www.grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=453&Itemid=527 2013 年 8 月 14 日閲覧
- http://grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=1174&Itemid=1000 2014 年 2 月 12 日閲覧
- http://grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=1190&Itemid=1016 2013 年 8 月 20 日閲覧
- http://www.grameen-info.org/index.php?option=com_content&task=view&id=453&Itemid=527 2013 年 8 月 14 日閲覧
- http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1065&Itemid=941 2015 年 2 月 14 日閲覧
- http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=177&Itemid=503 2015 年 2 月 12 日閲覧
- http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1347&Itemid=422 2015 年 2 月 15 日閲覧
- http://www.grameen.com/index.php?option=com_content&task=view&id=1304&Itemid=1090 2015 年 2 月 15 日閲覧
- <http://www.accionusa.org/> 2013 年 9 月 27 日閲覧
- <http://www.cgap.org/> 2013 年 11 月 10 日閲覧
- <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html> 2015 年 2 月 12 日閲覧
- <http://www.syminvest.com/download/cgap-2010-miv-survey-market-data.pdf> 2015 年 2 月 16 日閲覧